

判定方法

被扶養者状況リストのM列からO列の確認区分（「収入」「住居&仕送額」「重複加入」）のうち要確認の区分について下記にもとづきご判断ください。

「収入」(M列)

調査理由

① 23歳未満150以上(※)

被保険者の配偶者を除く19歳から23歳未満でマイナンバーによる情報連携による令和6年度収入額が150万円以上となる方です。

※19歳から23歳未満の方の認定要件は、令和7年10月1日から150万円まで拡大する予定ですが、当組合では先行して今回の扶養認定より150万円未満まで扶養継続を可としています。

② 23-59歳130以上

23歳以上60歳未満かつ障がい者に該当しない方が、マイナンバーによる情報連携で令和6年度収入額が130万円以上となっており、被扶養者資格の再確認が必要な方です。

③ 60歳↑180以上

60歳以上または障がい者で、マイナンバーによる情報連携の結果令和6年度収入額が180万円以上となっているため被扶養者資格の再確認が必要な方です。

④ MN(マイナンバー)未提出

マイナンバー未提出により情報連携で情報が取得できなかった方です。マイナンバーの届出にご協力ください。なお、マイナンバーをご提出いただいたのにも関わらず作業実施時期の関係で未提出となっている可能性もあります。

判定方法

① ~③

被扶養者認定は原則として今後一年間の収入見込で判断する必要があるため、「資格再確認調査票」により賞与や通勤交通費を含む今後一年間の収入見込を再確認のうえご判断ください。収入の確認のためには次の何れかでご判断ください。

- ・直近3ヶ月の給与明細や雇用契約書の写しの提出を求めて判定する
- ・昨年秋の年末調整で提出された「令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書」の「◆給与所得者の配偶者控除申告書◆」欄の「配偶者の本年中の合計所得金額の計算表中にある給与所得の収入金額」でご判断ください。

④ マイナンバー未提出

マイナンバー未提出のため情報連携で情報が取得できなかった方です。①

～③と同様に「資格再確認調査票」により賞与を含む今後一年間の収入見込を確認のうえご判断ください。なお、マイナンバーをご提出いただいたのにも関わらず作業実施時期の関係で未提出となっている可能性もあります。

注意点

- 1) 人手不足等による労働時間延長等に伴い一時的に年収が基準である130万円（23歳未満は150万円、60歳以上や障がい者は180万円）を超える場合は、被扶養者が勤務する事業主の証明を添付することで連続2回まで引き続き被扶養者の認定を受けることが可能です。
- 2) 新型コロナウイルス感染症対応によりワクチン接種業務に従事する医療職である被扶養者が、一時的に収入が増加した場合も今後通常勤務による収入が130万円未満（60歳以上と障がい者は180万円未満）である場合は、引き続き被扶養者の認定を受けることが可能です。ワクチン接種業務に従事したことの証明を提出ください。但し、この取り扱いは令和6年3月末で終了となりました。

「住居&仕送額」(N列)

調査理由

① 仕送額

健保への届出が別居となっている方で、別居でも扶養が認められる親族（配偶者と子のほか直系尊属・兄弟姉妹・孫など）は、対象者の収入要件（130万円未満など）を満たすだけでなく、その収入額が被保険者からの仕送り額より少ないことも扶養条件となっており、仕送り額の確認が必要な為。（今回の調査では、配偶者と子は仕送額の確認は不要としています）

② 仕送額&別居

仕送額の確認と、健保への届出が別居となっているがマイナンバー連携では同居のため、同居か別居かの確認も必要とするため。

③ 同居？

健保への届出が同居となっているが、マイナンバー連携では別居となっているため、同居か別居かの再確認が必要な方。確認の結果、別居の場合は併せて仕送額の確認も必要となります。

④ MN（マイナンバー）未提出

マイナンバー未提出により情報連携で情報が取得できなかった方です。マイナンバーの届出にご協力ください。なお、マイナンバーをご提出いただいたのにも関わらず作業実施時期の関係で未提出となっている可能性もあります。

依頼事項

1. 調査理由①～③の対象者に別紙「健康保険被扶養者資格再確認調査票」を対象者に送り、同居か別居の確認並びに別居の場合は3ヶ月分の仕送りの事実

と仕送り額を確認できる通帳等の写しの提出を依頼ください。住所区分が異なる場合は、調査票の回答をもって住所区分を修正しますので異動届の提出は不要です。

2. マイナンバー未提出の方は、マイナンバーの届出にご協力ください。

手続方法

1. 仕送額

仕送り額（年額）が対象者の年間収入より少ない場合は扶養削除となります。なお、仕送りは原則として生活費であることから毎月実施していることを原則としますが、年金受給者などで奇数月毎の仕送りはOKです。

2. 同居？

同じ住所であっても、世帯分離している場合は独立して生計維持していることを行政に届けていることになるため扶養削除の手続が必要となります。また、別居の場合は仕送額を確認のうえ、仕送額よりも対象者の収入が多い場合は扶養削除の手続が必要となります。

「重複加入」(P列)

調査理由

① 有

マイナンバーによる情報連携により、当健保と異なる保険者（他の健康保険組合または国民健康保険組合や共済組合）に被保険者として加入していると思われる方を”有”としています。

② MN（マイナンバー）未提出

マイナンバー未提出により情報連携で情報が取得できなかった方です。マイナンバーの届出にご協力ください。

依頼事項

別紙「健康保険被扶養者資格再確認調査票」を対象者に送りご確認願います。

手続方法

- ・他の健康保険等に加入している場合
被扶養者（削除）届を提出ください。削除日は他健保の加入日となります。
- ・他の健保に加入していたが既に脱退している場合
被扶養者（削除）届と被扶養者（追加）届を提出ください。
削除日は他健保の加入日、追加する日（事実発生日）は他健保の喪失日となります。
- ・他の健保に加入した事実が無い場合
マイナンバーが正しく登録されていない可能性があります。マイナンバーを再確認のうえご報告願います。